

請求人

志木市監査委員 成田 茂

志木市監査委員 河野 芳徳

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年3月9日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において、請求人は長期にわたる納税相談にも拘らず、令和8年1月23日の滞納処分が実施され、適正性に疑義がある旨を主張している。

しかし、住民監査請求については、法第242条第1項に定める財務会計上の行為、又は怠る事実により地方公共団体に損害をもたらす場合において、住民全体の利益を保護することを目的とするものであって、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなくてはならない（最高裁判決 平成6年（行ツ）97号）。」ものとされており、本請求においては、志木市が当該行為によって被った損害は一切見受けられず、また法第242条第1項に定める行為に該当するものでもない。

したがって、本件請求は、住民監査請求の要件を欠いており、住民監査請求の対象とならない。